

原議保存期間5年  
(平成30年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長殿  
各方面本部長  
(参考送付先)

警察庁丁運発第59号  
平成24年5月17日  
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整部長  
各管区警察局総務監察・広域調整部長

## 一定の病気にかかっている者等に係る運転適性相談に関する周知の再徹底等 について

今般、京都府内において、死傷者多数を伴う交通事故が発生した。事故原因等については現在捜査中であるが、当該事故の運転者は意識障害を伴う発作を起こす持病を有していながら、当該病状を申告せず免許証の更新を受けていたことが判明している。

発作により意識障害や運動障害をもたらすなど、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気(以下「一定の病気」という。)にかかっている者等に係る運転適性相談に関する周知等については、「一定の病気にかかっている者等に係る運転免許手続及び事故捜査における留意事項について」(平成23年5月9日付け警察庁丙運発第17号ほか。)及び「一定の病気にかかっている者等に係る運転免許手続における留意事項の細目について」(平成23年5月9日付け警察庁丁運発第51号。以下「課長通達」という。)に基づき、各都道府県警察において対応しているところであるが、上記事故をふまえ、下記のとおり、運転適性相談に関する周知の再徹底等に努められたい。

### 記

#### 1 運転適性相談の更なる周知の徹底及び態勢の充実

報道によれば、当該運転者が発作により意識障害等を起こす持病を有していることに関し、主治医や家族が、本人に対し運転をやめるよう再三にわたり注意を行っていた旨伝えられている。

一定の病気にかかっている者の免許の取得または免許証の更新等に関しては、本件事案のように、主治医や家族が運転をやめさせようと説得しても、本人が承知しないなどの問題を包含している事案も一定数あるものと推測される。

家族等から運転適性相談を受けることは、本人が運転適性相談を受けることに消極的な場合であっても、当該運転者の運転適性を早期に把握し、適切な指導を行うことが可能となることから大変有意義であり、従来から、運転者の家族等からの相談についても対応するとともに、その周知を図ってきたところであるが、必ずしも浸透しているとはいえない状況にある。

各都道府県警察においては、一定の病気にかかっている者に係る運転適性相談に関し、本人だけでなく、その家族等からの相談も受け付けている旨、都道府県警察

のホームページ、ポスター及びリーフレット等各種広報媒体を活用し、更なる周知の徹底を図るとともに、相談しやすい環境づくり、相談態勢の充実を図られたい。

なお、ポスター等広報媒体を活用する際は、前出の課長通達の別紙1～4のポスター等広報媒体の例について、別紙を参考に記載内容を工夫の上活用されたい。

## 2 申告欄への確実な申告を促すための更なる工夫について

免許証の更新等申請書を受理する際、窓口の担当者は、申告欄のチェックの有無を確認し、いずれの項目にもチェックがない場合には、申請者に「申告欄のチェックはお済みでしょうか。」と声をかけるなど、同欄への確実な記入を促すための効果的な施策を推進されたい。

## 3 都道府県の関係団体への更なる協力依頼

警察庁では、昨年5月にも、同年4月に栃木県鹿沼市において発生したクレーン車による死傷事故を受け、患者団体、医師会等の関係団体に対し、会員、患者等に対する十分な情報提供等に関する協力を依頼したものであるが、今般、改めて、別添のとおり、関係団体に対し協力を依頼したところである。各都道府県警察においても、必要に応じて、都道府県の関係団体に対して改めて同様の働きかけを行うなど、更なる連携の強化を図られたい。

## 4 留意事項

交通の安全と一定の病気にかかっている者等の社会参加との両立の観点から、以下の事項について、引き続き留意願いたい。

### (1) 広報媒体の掲出方法等

病名を列挙しているポスター、リーフレット等の掲出等については、病気への偏見を助長することがないように、まさに免許に関する手続きが行われる場所への掲出、免許申請者等に限定した配布を徹底すること。

### (2) プライバシーの保護

免許の申請等を受理する際、病気の症状等申告欄が他の申請者等から見えない措置や、運転適性相談の際、相談内容が外部に漏れない措置をとるなど、プライバシーの厳格な保護を徹底すること。

### (3) 患者及びその家族等の状況に配慮した相談対応

運転者の家族等からの相談を受けた場合は、当該相談の受理・内容等について保秘を徹底するほか、状況に応じて家族間での更なる話し合いを促すなど、患者及びその家族等の状況に配慮した相談対応を行うこと。

### (4) 制度趣旨の徹底

一定の病気にかかっている者であっても、その症状や程度は様々であり、症状等によっては免許を受けることができることから、部下職員（事務委託職員を含む。）に対し、症状の多様性を理解させ、一定の病気にかかっている者の社会参加が不当に妨げられることのないよう、今一度制度の趣旨を徹底すること。

## ポスター等広報媒体の例の記載変更例

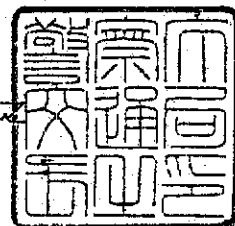
	変更前	変更後
別紙1 ポスターの例	1番目の枠 警察では、病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方のための相談窓口を設けております。	1番目の枠 警察では、病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方 <u>及びそのご家族の皆さん等</u> のための相談窓口を設けております。
別紙2 病気の申告欄の記載例の例	青線の吹き出し枠 例えば、警察に申告していない意識消失の経験がある方はこのように記載することになります。	青線の吹き出し枠 例えば、警察に申告していない意識消失の経験がある方はこのように記載することになります。 <u>なお、1から6のいずれにも該当しない場合には、必ず8をチェックしてください。</u>
別紙3 関係団体等へ配布するリーフレット例	表題 運転免許を持っている（又は、取得しようとしている）患者さんへお願い 注意書き 運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けています。	表題 運転免許を持っている（又は、取得しようとしている）患者さん <u>及びそのご家族の皆さん等</u> へお願い 注意書き 運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方 <u>及びそのご家族の皆さん等</u> からの運転免許に関する相談を受け付けています。
別紙4 自動車教習所等に備えつけるリーフレット例	表題 一定の病気にかかっている方へのお願い  注意書き 運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けています。	表題 一定の病気にかかっている方 <u>及びそのご家族の皆さん等</u> へのお願い  注意書き 運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方 <u>及びそのご家族の皆さん等</u> からの運転免許に関する相談を受け付けています。

警察庁丙運発第27号

平成24年4月19日

社団法人 日本てんかん協会  
会長 鶴井 啓司 殿

警察庁交通局長  
石井 隆 殿



運転免許行政の適正な運用のための御協力をお願いについて

春暖の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成23年4月18日、栃木県鹿沼市において、集団登校途中の小学生の列にクレーン車が突進し、児童6人が死亡する事故が発生し、1年が経過いたしました。この間、貴協会におかれましては、一定の病気にかかっている方の運転免許の取得、更新などについて、啓発ポスターの作成・掲出等、様々な取組をいただきありがとうございます。

しかし、一定の病気に関係する事故は、その後も発生をし、また先日（4月9日）、遺族の会から運転免許制度の改正を求める約17万の署名が寄せられるなど、一層の取組みを求める声や社会的関心の大きいことを再認識させられたところであります。

今後とも、交通の安全と一定の病気にかかっている方の社会参加の両立を確保するとの観点から、昨年5月に御依頼した件（別添<sup>\*</sup>）について、引き続き正確な病状申告等について、一定の病気にかかっている方の運転免許取得に関する啓発活動等に関しまして、貴協会の御協力を賜りたいと存じます。

警察といたしましては今後とも運転免許制度の適切な運用に努めてまいり所存でありますので、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会の益々の御発展を祈念申し上げます。

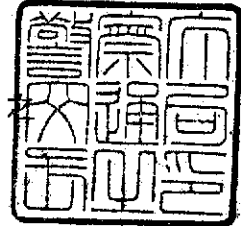
※別添は省略

警察庁丙運発第26号

平成24年4月18日

社団法人 日本医師会  
会長 横倉 義武 殿

警察庁交通局長  
石井 隆



運転免許行政の適正な運用のための御協力のお願いについて

春暖の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成23年4月18日、栃木県鹿沼市において、集団登校途中の小学生の列にクレーン車が突進し、児童6人が死亡する事故が発生し、1年が経過いたしました。この間、貴会におかれましては、一定の病気にかかっている方の運転免許の取得、更新などについて、会員に周知し、その取組を図っていただきありがとうございます。

しかし、一定の病気に関係する事故は、その後も発生をし、また先日（4月9日）、遺族の会から運転免許制度の改正を求める約17万の署名が寄せられるなど、一層の取組みを求める声や社会的関心の大きいことを再認識させられたところであります。

今後とも、交通の安全と一定の病気にかかっている方の社会参加の両立を確保するとの観点から、昨年5月に御依頼した件（別添<sup>\*</sup>）について、貴会を通じ各都道府県医師会及び貴会会員の方々への再周知等、引き続き御協力を賜りたくお願い申し上げます。

警察といたしましては今後とも運転免許制度の適切な運用に努めてまいり所存でありますので、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会の益々の御発展を祈念申し上げます。

※別添は省略

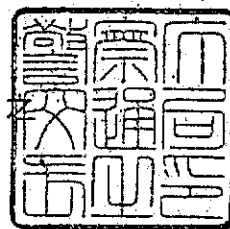
警察庁丙運発第28号

平成24年4月20日

一般社団法人 日本てんかん学会  
理事長 兼子 直 殿

警察庁交通局長

石井 隆



運転免許行政の適正な運用のための御協力のお願いについて

春暖の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成23年4月18日、栃木県鹿沼市において、集団登校途中の小学生の列にクレーン車が突進し、児童6人が死亡する事故が発生し、1年が経過いたしました。この間、貴学会におかれましては、一定の病気にかかっている方の運転免許の取得、更新などについて、会員に周知し、その取組を図っていただきありがとうございます。

しかし、一定の病気に関係する事故は、その後も発生をし、また先日（4月9日）、遺族の会から運転免許制度の改正を求める約17万の署名が寄せられるなど、一層の取組みを求める声や社会的関心の大きいことを再認識させられたところであります。

今後とも、交通の安全と一定の病気にかかっている方の社会参加の両立を確保するとの観点から、昨年5月に御依頼した件（別添<sup>\*</sup>）について、引き続き患者への更なる周知、専門医等の立場からの診断について、貴学会会員の方々への再周知等に関しまして、貴学会の御協力を賜りたくお願い申し上げます。

警察といたしましては今後とも運転免許制度の適切な運用に努めてまいり所存でありますので、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴学会の益々の御発展を祈念申し上げます。

※別添は省略